

障がい者（児）福祉のしおり

令和3年度版

（令和3年5月1日現在）



厚岸町公式キャラクター

うみえもん

厚 岸 町

このしおりは、令和3年5月を基準として、厚岸町にお住まいの障がいのある人やその家族などが利用できる制度・サービスをとりあげ、その内容について記載したものです。

記載内容は最小限にとどめているほか、このしおり作成後に内容が変わっている場合もありますので、各制度・サービスの詳細については、それぞれの手続き先にお問い合わせください。

・ ・ しんたい しょうがいしゃ てちょう 身体障害者手帳とは ・ ・

口、目、耳、手、足、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能などに日常生活を営むうえで永続的に障がい
を有する人に交付され、障がいの種類によって、視覚、聴覚、音
声・言語、肢体不自由、内部障がいなどに分けられ、さらにその程
度により1級から6級までに区分されます。

この手帳の交付により、各種制度・サービスを利用することがで
きます。たとえ障がいがあっても、手帳を所有していなければこれ
らの制度・サービスを利用できない場合があります、手帳はこれらの制
度・サービスを受ける対象者であることの証明となるものです。

・ ・ りょういく てちょう 療育手帳とは ・ ・

様々な原因によって、ものの名前を覚えたり、計算したり、筋道
をたてて考えたり、想像したりするなどの知的能力が年齢とともに
進歩していかない、いわゆる知的障がいを持つと判定された人や知
的障がいを伴う自閉症など、精神面の発達障がい、遅滞がある人に
対し、一環した指導・相談を行うとともに、各種制度・サービスを
受け易くするために交付され、障がいの程度により「A」（最重
度、重度）、「B」（中度、軽度）に区分されます。

・ ・ せいしん しょうがいしゃ ほけん ふくし てちょう 精神障害者保健福祉手帳とは ・ ・

統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神
病、器質精神病、その他の精神疾患を有する人のうち、精神障がい
のために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に
交付され、障がいの程度により1級から3級までに区分されます。

手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを証明するものであ
り、この手帳の交付により、各種制度・サービスを受けることが出
来ます。

また、この手帳には2年間の有効期間があり、2年ごとに更新が
必要です。

目 次

税金の優遇措置		
1	所得税・住民税	1 ページ
2	自動車税種別割・軽自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割	2 ページ
3	個人事業税	
4	相続税	
5	固定資産税	
医療費・通院交通費などの助成制度		
6	後期高齢者医療制度	3 ページ
7	重度心身障害者医療費助成	
8	精神障害者医療費助成	4 ページ
9	じん臓機能障害者通院交通費助成	
10	難病患者等援護旅費助成	
11	自立支援医療費の給付	
手当・年金制度		
12	児童扶養手当	5 ページ
13	特別児童扶養手当	
14	障害児福祉手当	
15	特別障害者手当	
16	障害基礎年金	6 ページ
17	障害厚生年金・障害共済年金	
18	心身障害者扶養共済	
補装具・日常生活用具について		
19	補装具費の支給・修理・貸与	7 ページ
20	日常生活用具給付	
交通機関の割引・助成制度		
21	JR運賃割引	8 ページ
22	航空運賃割引	
23	バス運賃割引	
24	厚岸町デマンドバス使用料割引・スクールバスの住民利用使用料割引	9 ページ
25	タクシー運賃割引	
26	有料道路料金割引	
27	重度心身障害者等ハイヤー券助成	
28	福祉交通回数券	
29	障害児援護旅費助成	
30	障害児通園交通費助成	
31	精神障害者通所交通費助成	
障がい福祉サービス		
32	居宅介護（ホームヘルプ）	11 ページ
33	重度訪問介護	
34	同行援護	
35	行動援護	
36	重度障害者等包括支援	
37	生活介護	
38	療養介護	
39	短期入所	
40	施設入所支援	12 ページ
41	自立訓練（機能訓練、生活訓練）	
42	就労移行支援	
43	就労継続支援A型・B型	

目 次

障がい福祉サービス		
44	就労定着支援	12 ページ
45	共同生活援助（グループホーム）	
46	自立生活援助	
47	地域移行支援	
48	地域定着支援	
障害児通所支援		
49	児童発達支援	14 ページ
50	医療型児童発達支援	
51	放課後等デイサービス	
52	保育所等訪問支援	
53	居宅訪問型児童発達支援	
障害児通所支援に係る助成		
54	障害児通所支援利用者負担軽減措置	14 ページ
地域生活支援事業		
55	相談支援事業	15 ページ
56	成年後見制度利用支援事業	
57	成年後見制度法人後見支援事業	
58	コミュニケーション支援事業	
59	移動支援事業	
60	緊急時の受け入れ・対応事業	
61	訪問入浴サービス事業	
62	日中一時支援事業	
63	声の広報の発行	
64	地域活動支援センター事業	
その他のサービス・制度		
65	デイサービスの利用	17 ページ
66	福祉機器の貸与	
67	福祉電話の貸与	
68	NHK放送受信料減免	
69	自動車改造費助成	
70	緊急通報システム	18 ページ
71	除雪サービス	
72	生活福祉資金貸付	
73	日常生活自立支援事業	
74	NTT無料番号案内	
75	青い鳥郵便葉書無償配布	19 ページ
76	駐車禁止規制の適用除外	
77	郵便等による不在者投票	
78	携帯電話の基本使用料などの割引	
79	在宅難病療養者訪問口腔ケア事業	
80	事業者の思いやりを支援する バリアフリー事業助成	20 ページ
81	生活サポート事業	
82	ヘルプマークの配布	
83	厚岸町有施設の利用料免除	
各種相談機関 一覧		21 ページ
障害福祉サービス事業所 一覧		22 ページ

税金の優遇措置

項目	控除等の内容・対象者														
1 所得税 ・ 住民税	所得控除	障害者控除	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="531 304 1109 488">身体障害者手帳3～6級 療育手帳「B」 精神障害者保健福祉手帳2、3級のいずれかを所持している人</td> <td data-bbox="1109 304 1505 405">所得税の場合 27万円控除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 488 1109 656">身体障害者手帳1、2級 療育手帳「A」 精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持している人</td> <td data-bbox="1109 488 1505 566">住民税の場合 26万円控除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 656 1109 786">同居の親族が特別障害者（上記と同じ）の場合、特別障害者控除の額に加算</td> <td data-bbox="1109 566 1505 656">所得税の場合 40万円控除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 786 1109 916">同居の親族が特別障害者（上記と同じ）の場合、特別障害者控除の額に加算</td> <td data-bbox="1109 656 1505 786">住民税の場合 30万円控除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 916 1109 1064">身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 のいずれかを所持している人</td> <td data-bbox="1109 786 1505 916">所得税の場合 特別障害者控除に 35万円を加算</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 916 1109 1064">身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 のいずれかを所持している人</td> <td data-bbox="1109 916 1505 1064">住民税の場合 特別障害者控除に 23万円を加算</td> </tr> </table>	身体障害者手帳3～6級 療育手帳「B」 精神障害者保健福祉手帳2、3級のいずれかを所持している人	所得税の場合 27万円控除	身体障害者手帳1、2級 療育手帳「A」 精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持している人	住民税の場合 26万円控除	同居の親族が特別障害者（上記と同じ）の場合、特別障害者控除の額に加算	所得税の場合 40万円控除	同居の親族が特別障害者（上記と同じ）の場合、特別障害者控除の額に加算	住民税の場合 30万円控除	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 のいずれかを所持している人	所得税の場合 特別障害者控除に 35万円を加算	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 のいずれかを所持している人	住民税の場合 特別障害者控除に 23万円を加算
		身体障害者手帳3～6級 療育手帳「B」 精神障害者保健福祉手帳2、3級のいずれかを所持している人	所得税の場合 27万円控除												
		身体障害者手帳1、2級 療育手帳「A」 精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持している人	住民税の場合 26万円控除												
		同居の親族が特別障害者（上記と同じ）の場合、特別障害者控除の額に加算	所得税の場合 40万円控除												
		同居の親族が特別障害者（上記と同じ）の場合、特別障害者控除の額に加算	住民税の場合 30万円控除												
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 のいずれかを所持している人	所得税の場合 特別障害者控除に 35万円を加算														
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 のいずれかを所持している人	住民税の場合 特別障害者控除に 23万円を加算														
特別障害者控除	身体障害者手帳1、2級 療育手帳「A」 精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持している人	住民税の場合 26万円控除													
同居特別障害者扶養控除	同居の親族が特別障害者（上記と同じ）の場合、特別障害者控除の額に加算	所得税の場合 40万円控除													
同居特別障害者扶養控除	同居の親族が特別障害者（上記と同じ）の場合、特別障害者控除の額に加算	住民税の場合 30万円控除													
住民税の非課税限度額	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 のいずれかを所持している人	前年の合計所得金額が 135万円以下の場合 は非課税となります。													


※手帳を新規に交付された場合
 ○給与所得者・・・毎年、年末調整時（12月頃）に勤務先の担当者に申告してください。
 ○自己申告者・・・毎年、確定申告時（2月16日～3月15日）に役場税務課又は、税務署に申告してください。
 ※すでに手帳を持っているが未申告の場合
 ・随時申告してください。
 （役場税務課または税務署に申告してください。）
 ・翌年からは、新規に交付された人と同じく、毎年申告してください。

◆障害者控除対象者認定について
 65歳以上で各種障害者手帳を所持していない人でも、障害者手帳と同程度の障がいがあるため、身体障がい者または知的障がい者に準ずる者として町長が認定し『障害者控除対象者認定書』の交付を受けると障害者控除または特別障害者控除の対象となります。
 詳しくは役場保健福祉課子育て・障がい福祉係にお問い合わせください。
 ※障害者手帳を持っていない65歳以上の人への認定ですので、障害者手帳をお持ちの人は、この認定を受ける必要はありません。

◆住宅のバリアフリー改修促進税制について
 平成19年4月1日から令和3年12月31日までの間に、【50歳以上の人、介護保険の要介護認定・要支援認定を受けてる人、各種手帳のいずれかを所持する人など】が居住する住宅について一定の要件に該当するバリアフリー改修工事を含む増改築等工事を行った場合、現行の住宅リフォーム・ローン減税制度と、住宅のバリアフリー改修促進税制を選択することができ、所得税額の特別控除を受けることができます。
 詳しい要件や手続方法などは、税務署または役場税務課課税係へお問い合わせください。

項 目	控除・減免の内容・対象者	手続先
2 自動車税種別割 ・ 軽自動車税種別割 ・ 自動車税環境性能割 ・ 軽自動車税環境性能割	<p>障がい者本人、障がい者と生計を同一にする人または障がい者の常時介護者が所有し、主にその障がい者の通院などのために使用する自動車について、各税が減免されます。</p> <p>ただし、障がいの程度や自動車の使用状況などにより、対象とならない場合がありますので、手続先へお問い合わせください。</p>	<p>自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割は、 釧路総合振興局 納税課収納管理係</p> <p>軽自動車税種別割は 税務課課税係</p>
3 個人事業税	<p>障がい者が営む事業で、控除前の事業所得とその他の所得の合計金額が310万円以下の場合、最高で7,500円減免されます。</p> <p>重度の視覚障がい者が、あんま・マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を行っている場合は、非課税となります。</p>	<p>釧路総合振興局 課税課事業税間税係</p>
4 相続税	<p>①障害者控除の場合 10万円×(85歳－障がい者の年齢)を控除します</p> <p>②特別障害者控除の場合 20万円×(85歳－障がい者の年齢)を控除します</p> <p>(対象者は所得税・住民税と同じ)</p>	<p>釧路税務署</p>
5 固定資産税	<p>①65歳以上の人 ②介護保険法の要介護(支援)認定を受けている人 ③身体障害者手帳所持者 ④療育手帳所持者 ⑤精神障害者保健福祉手帳所持者</p> <p>上記のいずれかに該当する人が居住する新築後10年を経過し、改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅等(賃貸住宅は除く)について、令和4年3月31日までに、一定の要件に該当するバリアフリー改修工事等を行った場合、当該家屋に翌年度課税される税額(100㎡に相当する税額)の3分の1を減額します。</p> <p>ただし、この減額措置は1回限りです。</p> <p>また、改修後3ヵ月以内に手続き(申告)する必要があります。</p> <p>対象となる工事の要件や該当する家屋の詳細な内容については、お問い合わせください。</p>	<p>税務課資産税係</p>
<p>手続先電話番号</p> <p>◎ 役場税務課課税係 0153-52-3131 (内線132~136番)</p> <p>◎ 役場税務課資産税係 0153-52-3131 (内線137~139番)</p> <p>◎ 釧路総合振興局(釧路市浦見2丁目2番54号)</p> <p>納税課収納管理係 0154-43-9174</p> <p>課税課事業税間税係 0154-43-9161</p> <p>◎ 釧路税務署(釧路市幸町10-3)</p> <p>0154-31-5100 (※自動音声で受信されます)</p> <p>※「1」を選択して札幌国税局にお問い合わせください。</p>		

医療費・通院交通費などの助成制度

項目	対象者	内容	手続先
6 後期高齢者 医療制度	<p>平成20年4月から、75歳以上の人は全員後期高齢者医療制度の対象となりますが、65～74歳の人でも次のいずれかに該当する場合は、後期高齢者医療制度の対象となります。</p> <p>①身体障害者手帳1級、2級、3級又は4級の一部 ②療育手帳「A」 ③精神障害者保健福祉手帳1級、2級 ④障害年金受給者の一部</p> <p>※後期高齢者医療制度へ移らないこともできます。</p>	<p>医療費が1割負担になります。ただし、所得が一定以上ある人は、3割負担となります。</p> <p>※医療費が1割負担で非課税世帯の人及び3割負担の人は、重度心身障害者医療費助成を受けることができる場合があります。</p>	
7 重度心身 障害者 医療費助成	<p>①身体障害者手帳1級、2級又は3級の一部（心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい） ②療育手帳「A」 ③精神障害者保健福祉手帳1級</p>	<p>●課税世帯…1割負担 ●非課税世帯…初診時一部負担金のみ負担 ●18歳以下…無料（扶養親族に該当しない人、婚姻している人は対象外となります）【18歳に達した日以後の最初の3月31日までが対象】</p> <p>※所得制限があります。</p> <p>※精神障害者保健福祉手帳1級の対象者の場合、入院での医療費助成は行いません。</p>	<p>町民課 保険医療係</p> 

手続先電話番号

◎ 役場町民課保険医療係 0153-52-3131（内線111、118～120番）

項目	対象者	内容	手続先
8 精神障害者 医療費助成	精神疾患を持ち、その精神障がいのために入院治療を受けている人	自己負担額の3割を助成します。 (自己負担額が高額療養(医療)費負担限度額を超える場合は、当該負担限度額の3割を助成)	
9 じん臓機能 障害者通院 交通費助成	じん臓機能障がいによる身体障害者手帳を所持し、北海道内の医療機関で人工透析療法を受けている人	北海道内の医療機関で人工透析療法を受ける場合に、通院距離・回数に応じて交通費の一部を助成します。(北海道支給分と厚岸町支給分があり、道支給分は所得制限がありますが、町支給分は所得制限がありません。)	
10 難病患者等 援護旅費助成	指定難病及び特定疾患の治療のために町外の医療機関に通院しなければならない人	町外の医療機関で治療を受ける場合に、通院手段・回数に応じて交通費・宿泊費の一部を助成します。	
11 自立支援 医療費の給付	<p>◆精神通院</p> <p>精神疾患を持ち、その精神障がいのために通院治療が必要な人</p> <p>◆更生医療</p> <p>身体障害者手帳を所持し、治療により障がいの程度が軽くなることが期待できる18歳以上の人</p> <p>◆育成医療</p> <p>身体に障がいがあったり、今ある疾患を放置すると将来障がいになると認められ、確実な治療効果が期待できる18歳未満の人</p>	<p>医療費が1割負担になります。ただし、世帯の所得状況などに応じて、自己負担上限額がもうけられます。</p> <p>自立支援医療費の給付は、指定された医療機関での医療に限られているほか、更生医療・育成医療については、角膜移植術、人工関節置換術、人工透析療法など、対象となる医療が決められています。</p> <p>詳しくは、手続先または医療機関にお問い合わせください。</p>	保健福祉課 障がい福祉係


手当・年金制度

項目	対象者	支給額	手続先
12 児童扶養手当	ひとり親家庭または父や母が重度障がい者の家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で政令で定める程度の障がいのある児童を扶養している父、または母や養育者に支給されます。 (受給年金や障がい程度、所得に制限があります。)	月額 ●第1子 43,160円～10,180円 まで、所得の額に応じて決定されます。 ●第2子 10,190円～5,100円 ●第3子以降 1人につき6,110円～3,060円が加算されます 年6回に分けて奇数月に支給されます。	保健福祉課 子育て施策推進係
13 特別児童扶養手当	20歳未満で、一定基準以上の障がいのある児童を養育している保護者に支給されます。 (所得制限があるほか、児童が施設入所等している場合や障害年金等を受給できる場合は支給されません。)	月額 ●1級 52,500円 ●2級 34,970円 年3回に分けて支給されます。	
14 障害児福祉手当	20歳未満の日常生活において常時の介護を必要とする程度の重度障がい児に支給されます。 (所得制限があるほか、障がい児が施設入所・長期入院している場合や障害年金等を受給できる場合は支給されません。)	月額 14,880円 年4回に分けて支給されます。	保健福祉課 障がい福祉係
15 特別障害者手当	20歳以上で、2つ以上の重度障がいを合わせもつなどのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の人に支給されます。 (所得制限があるほか、本人が施設入所・長期入院している場合は支給されません。)	月額 27,350円 年4回に分けて支給されます。	

項目	対象者	支給額	手続先
16 障害基礎年金	国民年金加入中に障がいを持った人、老齢基礎年金未受給者で60歳以上65歳未満の間に障がいを持った人で一定期間以上保険料を納めている人 ※20歳前に障がいを持った場合は、20歳になった日から支給されます。(障がいの程度や所得に制限があります。)	年額 ●1級 976,125円 ●2級 780,900円 ※年金の等級は、障害者手帳の等級とは異なります。 ※生計維持している子(下記に該当する子)がいるときは、加算されます。 18歳に到達する年度末までの子 1級、2級の障がいのある20歳未満の子	町民課保険医療係 または 釧路年金事務所
17 障害厚生年金 ・ 障害共済年金	厚生年金、共済年金などに加入している間に障がいを持ち、一定期間以上保険料を納めている人	各年金毎に内容が異なります	厚生年金加入者は 釧路年金事務所 共済年金加入者は 各共済組合
18 心身障害者 扶養共済	一定の基準以上の障がいのある人を扶養している、65歳未満の人が加入できます。(重病を患っている場合は加入できない場合があります。)	加入者が毎月一定額の「掛金」を払い込み、加入者が亡くなられたり重度の障がい者となった場合に、残された障がい者に対し生涯年金を支給します。 支給額は、一口につき月額2万円です。 掛金は、所得控除の対象となり、所得税・住民税の軽減になります。 掛金は加入者の加入時年齢で異なります。(月額9,300円～)	釧路総合振興局 保健環境部 社会福祉課 地域福祉係
手続先電話番号			
<ul style="list-style-type: none"> ● ◎ 役場保健福祉課子育て施策推進係 0153-53-3333 (内線411、412番) ● ◎ 役場町民課保険医療係 0153-52-3131 (内線111、118~120番) ◎ 釧路年金事務所(釧路市栄町9-9-2) 0154-61-6000又は0154-61-6001 (自動音声が出たら、「1」を押し、その後「2」を押してください。) ◎ 釧路総合振興局保健環境部社会福祉課地域福祉係(釧路市浦見2丁目2番54号) 0154-43-9255 			

補装具・日常生活用具について

既に購入した物については適用になりませんので、必ず購入前に相談・申請を行ってください。
 また、介護認定を受けている人は、用具によっては介護保険制度が優先されます。
 なお、治療のための用具は該当になりません。
 ※世帯の所得状況により、給付が受けられない場合があります。

項目	対象者	用具種目	手続先
19 補装具費 の支給 ・ 修理 ・ 貸与	<p>用具種目に該当する身体障害者手帳を持っている人または難病等の人が対象となりますが、用具ごとに支給要件がありますので、一度ご相談ください。</p> <p>利用者負担額は、原則として用具価格の1割負担ですが、所得等の状況により負担上限額が設けられます。 また、用具に定められている基準額を超える額についても自己負担となります。</p>	<p>○肢体不自由者 義手、義足、上肢・下肢等装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助杖</p> <p>○視覚障がい者 盲人安全杖、義眼、眼鏡</p> <p>○聴覚障がい者 補聴器</p> <p>○重度重複障がい者 重度障害者用意思伝達装置</p> <p>○障がい児 座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具</p>	
20 日常生活 用具給付	<p>用具種目に該当する各種障害者手帳を持っている人または難病等の人が対象となりますが、用具ごとに給付要件がありますので、一度ご相談ください。</p> <p>利用者負担額は、原則として用具価格の1割負担ですが、所得等の状況により負担上限額が設けられます。 また、用具に定められている基準額を超える額についても自己負担となります。</p>	<p>○肢体不自由者 特殊寝台、特殊マット、入浴担架、入浴補助用具、体位変換器、住宅改修等</p> <p>○視覚障がい者 拡大読書器、点字器、点字タイプライター、点字図書等</p> <p>○聴覚障がい者 屋内信号装置等</p> <p>○呼吸器機能障がい者 電気式たん吸引器、ネブライザー等</p> <p>○直腸・膀胱機能障がい者 ストマ用装具等</p> <p>○知的障がい者 頭部保護帽、特殊便器等</p> <p>○その他 火災警報器、自動消火器等</p>	<p>保健福祉課 障がい福祉係</p> 

交通機関の割引・助成制度

項目	対象者	内容	手続先
21 JR運賃割引	◎介護人が同行する場合 ・第1種の身体障害者手帳または療育手帳「A」所持者とその介護人（1人） ・12歳未満の第2種の身体障害者手帳または療育手帳「B」所持者で、定期券を利用する場合には、その介護人（1人）も割引されます。	割引率5割 介護人については、障がい者本人が購入する乗車券の種類と同一の場合に割引されます。	JRの乗車券を取り扱っている窓口にて、身体障害者手帳または療育手帳を提示し購入してください。 ※割引される乗車券は、普通乗車券、定期券、回数券、急行券（特急券を除く）です。
	◎単独で乗車する場合 身体障害者手帳または療育手帳所持者	割引率5割 ただし、片道100kmを超える場合のみ割引になります。	
22 航空運賃割引	満12歳以上で、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者とその介護人（1人） ※一部対象者が違う航空会社が有りますので、詳しくは利用する航空会社にお問い合わせください。	割引率は、各航空会社及び路線により異なります。 詳しくは、利用する航空会社にお問い合わせください。 ※割引を受けることができるのは、国内に本社のある航空会社の国内線のみです。	航空券を取り扱っている窓口にて、各種手帳を提示し購入してください。
23 バス運賃割引	◎介護人が同行する場合 第1種の身体障害者手帳または療育手帳「A」所持者とその介護人（1人） ◎単独で乗車する場合 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者	割引率5割（定期券の場合3割） 精神障害者保健福祉手帳所持者に対する割引は、行ってないバス会社もあります。 詳しくは、利用するバス会社にお問い合わせください。 ※くしろバスについては、単独で乗車する場合のみ精神障がい者についても割引を行っています。	料金支払時または定期券購入時に身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示してください。
24 厚岸町 デマンドバス 使用料割引 ・ スクールバス の住民利用 使用料割引	◎介護人が同行する場合 第1種の身体障害者手帳または療育手帳「A」所持者とその介護人（1人） ◎単独で乗車する場合 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者	割引率5割（定期券の場合3割） ※デマンドバスは町民課自治振興係、スクールバスは教育委員会学校教育係にお問い合わせください。	乗車時の料金支払時または定期乗車券購入時に身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示してください。
	問合せ先 ◎ 役場町民課自治振興係 0153-52-3131 (内線124・125) ◎ 教育委員会学校教育係 0153-52-3131 (内線354~357)		

項目	対象者	内容	手続先
25 タクシー 運賃割引	身体障害者手帳または療育手帳所持者	割引率 1割	乗車時に身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。
26 有料道路 料金割引	◎介護人が運転する場合 第1種の身体障害者手帳または療育手帳所持者を乗せて運転する介護人	割引率 5割 ETCノンストップ走行についても割引されます。	割引を受けるには、事前に申請して障害者手帳に証明を受ける必要がありますので、必ず利用される前に保健福祉課 障がい福祉係にお越しください。
	◎本人が運転する場合 身体障害者手帳所持者	※車種によっては、割引対象外となる場合もあります。(業務用車、レンタカー等は対象外)	
27 重度心身 障害者等 ハイヤー券 助成	次のいずれかに該当する人 ・身体障害者手帳1、2級所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者	厚岸町内のハイヤー、介護タクシーでのみ使用できるハイヤー券6,000円分を交付します。 (交付した年度の末日まで有効) ※4月1日現在70歳未満の人で、福祉交通回数券の交付を受けている場合は対象外です。	保健福祉課 障がい福祉係
28 福祉交通 回数券	次のいずれかに該当する人 ・4月1日現在70歳以上の人 ・身体障害者手帳1、2級所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者	厚岸町内のハイヤー、介護タクシー、スクールバス、デマンドバス、くしろバス(国泰寺線、厚岸・釧路線のみ)、JR乗車券の購入(花咲線のみ)で利用できる回数券7,000円分を交付します。 (交付した年度の末日まで有効) ※4月1日現在70歳未満の人で、重度心身障害者等ハイヤー券の交付を受けている場合は対象外です。	保健福祉課 地域支援係
29 障害児援護 旅費助成	町外の施設・学校などに入所している障がい児とその保護者	入所している施設・学校などから一時帰省する場合に、自宅までの距離に応じて交通費・宿泊費を助成します。	保健福祉課 障がい福祉係
30 障害児通園 交通費助成	釧路市わかば整肢園または釧路市こばと学園に通園している障がい児とその保護者	施設に通園する場合に、自宅からの距離・回数に応じて交通費の一部を助成します。	
31 精神障害者 通所交通費 助成	町外の障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターなどに通所している精神障がい者	施設などに通所する場合に、自宅からの距離・回数に応じて交通費の一部を助成します。	
手続先電話番号 ◎ 役場保健福祉課地域支援係 0153-53-3333 (内線403~406・452番)			

障 害 福 祉 サ ー ビ ス

◆障害福祉サービスの種類・利用手続などについて

①介護給付

日常生活を営むうえで、介護が必要な人に対して支援を行うもので、次のサービスがあります。

【居宅介護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援・同行援護・行動援護・生活介護・療養介護・短期入所・施設入所支援】

②訓練等給付

自立生活を営むための訓練や就職につながる支援を行うもので、次のサービスがあります。

【自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援・共同生活援助・自立生活援助】

③地域相談支援給付

施設入所者や精神科病院に入院している人が、地域生活をするための相談や支援を行うもので、次のサービスがあります。

【地域移行支援・地域定着支援】

※サービスの申請・相談窓口は、保健福祉課 障がい福祉係です。

※平成25年4月から障がい者の範囲に難病等の人加わり、障害福祉サービスの対象となります。

① 調査を行い、利用サービスの決定

申請後、職員が自宅や施設に訪問し、認定調査を行います。また、サービスの種類や支給量と言った利用計画案を指定相談支援事業所に担当していただき、作成する必要があります。

【申請に必要な物】

印鑑、障害者手帳等の障がいを持っていることが分かるもの（難病等の人には診断書または特定疾患医療受給者証等）、世帯の収入や課税状況が分かるもの、マイナンバーが分かるもの

② 障害支援区分を決定

障害支援区分については、認定調査と併せて主治医等による医師意見書により勘案すべき事項を踏まえ、厚岸町障害支援区分等審査会で審査判定を行い決定します。

障がいの程度により、区分1（軽度）から区分6（重度）に区分され、非該当となったり、区分によっては一部利用できないサービスもあります。

※児童や「訓練等給付」には、障害支援区分の認定は必要ありません。

③ 支給を決定

申請書類、障害支援区分認定調査（区分認定）、利用計画案をもとにサービスの利用を決定します。利用の決定と併せて、受給者証を送付します。

なお、利用者負担については、原則として 利用したサービス費用の1割負担となりますが、市町村民税の課税状況、収入額、預貯金額等の状況により、負担額が大きくなるように1ヶ月あたりの負担上限額が設けられます。

④ 契約後、サービスの利用開始

利用計画を作成する相談支援事業所、サービスを提供する事業所と契約のうえ、サービスのご利用が可能になります。

項目	対象者	内容
32 居宅介護 (ホームヘルプ)	障害支援区分1以上の 人	自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの介護、調理、掃除、買い物などの家事の援助、通院の介助などを行います。
33 重度訪問介護	障害支援区分4以上 で、常に介護を必要とする 重度の肢体不自由者、 知的障がい者、精神障がい者	自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
34 同行援護	視覚障がいのある人で 同行支援アセスメント調査票により対象となる人 (※身体介護を伴う場合は、 障害支援区分2以上で調査項目に該当する 人)	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に外出時に同行し、移動に必要な情報提供と移動の援護など外出する際の必要な援助を行います。
35 行動援護	障害支援区分3以上 で、自己判断能力が制限 されている人	行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
36 重度障害者 等包括支援	障害支援区分6で、介護の 必要性がとても高い 人	居宅介護などの複数の障害福祉サービスを包括的に行います。
37 生活介護	障害支援区分3以上 (50歳以上の人は区分 2以上)で、常に介護を 必要とする人	施設への通所により、昼間、入浴、排泄、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
38 療養介護	障害支援区分5以上 で、医療と常時介護を必要とする人	医療機関で、機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活のお世話をします。
39 短期入所	障害支援区分1以上の 人以上の人	自宅で介護をする人が病気などの理由で介護ができない場合などに、一時的に夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事などの介護を行います。

項目	対象者	内容
40 施設入所支援	障害支援区分4以上 (50歳以上の人は区分3以上)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事などの介護を行います。
41 自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	障がい者 (難病等の人を含む)	自立した日常生活、社会生活ができるよう、一定期間、身体機能、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
42 就労移行支援		一般企業への就労を希望する人(65歳未満)に、一定期間、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行います。
43 就労継続支援 (A型・B型)		一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識、能力の向上のために必要な訓練を行います。 ※A型の利用は65歳未満の人
44 就労定着支援	一般就労した障がい者	最大3年間、一般就労へ移行した障がい者について、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
45 共同生活援助 グループホーム	障がい者 (難病等の人を含む)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排泄、食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。
46 自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、1人暮らしを希望する人	一人暮らしを希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の力で生活できるよう一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行います。
47 地域移行支援	施設入所している障がい者、精神科病院に入院している精神障がい者、救護施設や刑事施設に入所している障がい者	地域における生活に移行するための住居の確保や、その他の活動に関する相談や必要な支援を行います。
48 地域定着支援	緊急時の支援が見込めない状況にある障がい者 ※地域生活が不安定な人を含む	居宅において単身等で生活する人について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急事態などの相談や必要な支援を行います。

障害児通所支援

◆障害児通所支援の種類・利用手続などについて

障害児通所支援は、発達に心配のある子や障がいのある子を対象に、日常生活での基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を事業所で受ける、日帰りの通所事業です。

※サービスの申請・相談窓口は、保健福祉課 障がい福祉係です。

※平成25年4月から障がい児の範囲に難病等の児童が加わり、障害児通所支援の対象となります。

① まずは、ご相談を

利用を希望するサービスについて、まずはご相談ください。サービス内容についての説明と、対象となる子についての簡単な聞き取り調査を行い、サービスの利用対象となるかを確認し、申請の手続をします。

【申請に必要なもの】

印鑑、世帯の収入や課税状況が分かるもの、子と保護者のマイナンバーが分かるもの

② 利用計画の作成

サービスの利用の対象となる場合、どのサービスをどれだけ利用するかといった利用計画案を、指定障害児相談支援事業所と相談して、作成する必要があります。

③ サービスの利用決定

申請書類、聞き取り調査、利用計画案をもとにサービスの利用を決定します。利用の決定とあわせて、受給者証を送付します。

④ 契約後、サービスの利用開始

利用計画を作成する指定障がい児相談支援事業所、サービスを提供する事業所と契約後、サービスのご利用が可能になります。

項目	対象者	内容
49 児童発達支援	療育の必要があると認められる就学前児童	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
50 医療型児童発達支援	肢体不自由があり理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障がい児	児童発達支援及び治療を行います
51 放課後等デイサービス	療育の必要があると認められる就学児	生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います
52 保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、専門的な支援が必要と認められる障がい児	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
53 居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がいなどの重度の障がい児で障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

障害児通所支援に係る助成

項目	対象者	内容
54 障害児通所支援利用者負担軽減措置	課税世帯で、町内にある事業所に通所している障がい児を持つ親	心身の発達に遅れや障がいのある児童について、障害児通所支援の利用に係る費用の半分を助成します。 ※児童発達支援の利用者のうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童については全額を助成します。 ※助成を受けるには事前の申請が必要になります。



地域生活支援事業

◆地域生活支援事業の種類・利用手続などについて

障がいのある人の能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、安心して暮らすことができるように、地域生活支援事業として厚岸町では次の事業を行っています。

項目	対象者	内容	手続先
55 相談支援事業	誰でも相談可能	各種相談、必要な情報の提供、権利擁護などの支援を行います。	保健福祉課 障がい福祉係
56 成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度を利用しなければ日常生活に支障があるが、身寄りがないなどの理由で、家庭裁判所への申立てが困難な人	町長が成年後見制度の利用にあたり、家庭裁判所への申立てを行います。また、生活保護を受けているなど低所得の人には、必要な費用などを助成します。	保健福祉課 障がい福祉係 または 地域支援係
57 成年後見制度 法人後見支援 事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が不十分な人	家庭裁判所に申立てを行ったうえで、家庭裁判所が選任した成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人に代わって預貯金などの財産管理や、入院や施設入所に関する契約などを行います。	あんしんサポート センターあっけし （厚岸町 社会福祉協議会）
58 コミュニ ケーション 支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方	障がい者とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者を派遣することにより、意思疎通の円滑化を図ります。	
59 移動支援事業	身体に障がいがあり、一般車両での移動が困難な人	円滑な外出ができるよう移動を支援します。	保健福祉課 障がい福祉係
60 緊急時の 受け入れ ・ 対応事業	介護者の急病や、障がいの状態変化などの事情等により、緊急的に一時保護施設が必要となった、障がい者	障がい者支援施設である「ライフサポートさわらび」の短期入所の居室を一時保護施設として活用できます。	

手続先電話番号

◎ 役場保健福祉課地域支援係

0153-53-3333
(内線403~406・452番)

◎ あんしんサポートセンターあっけし
(厚岸町社会福祉協議会)

0153-68-9955

◎ 社会福祉法人釧路のぞみ協会「ライフサポートさわらび」(釧路市愛国191番地5163)
0154-39-5021

項目	対象者	内容	手続先
61 訪問入浴 サービス事業	身体に障がいがあり、寝たきりの状態で、障害支援区分6相当の方	家族の介護では入浴が困難な身体障害者等の居宅を訪問し、浴槽を提供し入浴の介護を行う。	保健福祉課 障がい福祉係
62 日中一時 支援事業	障がいを持っている人	障がい者等を介護している家族の休息のため、日中、障害福祉サービス事業所等において、障がい者等に活動の場を提供する。	
63 声の広報の 発行	視覚障がいのある人	広報あっけし・議会だよりの内容を吹き込んだテープまたはCDを作成し発行します。	
64 地域活動支援 センター事業	障がい者 (難病等の人を含む)	町内の地域活動支援センター(企業組合エーエスユー)にて、障がいのある人が自由に来て、将来の夢や希望をかなえるための相談やお手伝いをし、創作活動を進めています。	厚岸町地域活動 支援センター
手続先電話番号 ◎ 厚岸町地域活動支援センター 0153-52-0500			

「障害者専門相談窓口」でご相談してみませんか？

毎月1回、「障害者専門相談窓口」を保健福祉総合センターあみか21に開設しています。

この相談窓口は、厚岸町が相談支援事業を委託している地域生活支援センター・ハート釧路から精神保健福祉士などの専門職員が来て、障がいのある人やその家族などからの相談に応じています。

また、必要に応じて自宅に訪問して相談を受ける、巡回相談も行っています。

サービス利用や制度の相談だけでなく、日常生活における不安にも適切に相談を受けることができます。

料金は無料ですので、1人で、また、家族だけで不安を抱いていたり悩まずに、まず一度ご相談してみませんか？

日程など、詳しくは保健福祉課 障がい福祉係までお問い合わせください。





その他のサービス・制度

項目	対象者	内容	手続先
65 デイサービスの利用	18歳以上の身体障害者手帳所持者 (障がいの程度などにより制限があります。)	町の在宅老人デイサービスセンターにおいて、通所による入浴、食事の提供、創作的活動などのサービスを提供します。 利用者負担額は、原則として1割負担となります。 また、食費などの実費負担もあります。	保健福祉課 障がい福祉係
66 福祉機器の貸与	身体障害者手帳所持者	福祉機器(特殊寝台・車いす・歩行器)が急に必要になったときや短時間の使用時に用具を貸し出します。	
67 福祉電話の貸与	次の全てに該当する人 ①電話を所有していない ②世帯の生計中心者が所得税非課税 ③身体障害者手帳1、2級で外出が困難または難聴である	電話加入権と電話機を貸与します。	
68 NHK放送受信料減免	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する人がおり、世帯全員が市町村民税非課税の世帯	全額免除	
	次のいずれかに該当する世帯 ・世帯主が視覚障がいまたは聴覚障がいによる身体障害者手帳所持者 ・世帯主が身体障害者手帳1、2級所持者 ・世帯主が療育手帳「A」所持者 ・世帯主が精神障害者保健福祉手帳1級所持者	半額免除	
69 自動車改造費助成	肢体不自由1、2級の身体障害者手帳を所持し、就労等に伴い自らが運転する自動車を改造する必要がある人(所得制限があります。)	本人が所有し、運転する自動車の改造に要する費用の一部(上限10万円)を助成します。 助成の対象となる改造は、本人が運転するために必要な改造(ハンドル、アクセル、ブレーキなど)のみですので、介護用の改造は対象となりません。(車いすリフトなど)	



項目	対象者	内容	手続先
70 緊急通報システム	身体障害者手帳の交付を受けている単身世帯（所得に応じ、一部自己負担があります。）	緊急事態に機敏に行動することが困難な人に緊急通報システムを設置します。	保健福祉課 地域支援係
71 除雪サービス	身体に障がいがあり、除雪の労力確保が困難な人	通路や事故防止のために必要な場所の除雪・砕氷を行います。	
72 生活福祉資金貸付	次のいずれかに該当する世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳所持者の属する世帯 ・療育手帳所持者の属する世帯 ・精神障害者保健福祉手帳所持者の属する世帯 ・現に障害給付によるサービス等を利用している者の属する世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉資金 日常生活や自立生活に必要な資金を一時的に貸付（購入費、技能取得費、住宅賃金など） ●教育支援資金 高校、大学、専門学校などの修学経費を貸付（授業料、入学金など） ※目的などにより貸付条件が異なります。	厚岸町 社会福祉協議会
73 日常生活自立支援事業	高齢や障がいにより日常生活において判断能力に不安のある在宅で生活している人	生活支援員が福祉サービスの利用の手続や、生活費の管理などをお手伝いします。	
74 NTT無料番号案内	次のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がいの身体障害者手帳所持者 ・1、2級の上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 	NTTの番号案内を利用する場合に、案内料の免除を受けられます。 希望する場合は、事前にNTTに届け出たうえで、番号案内を利用する際にオペレーターに申し出るようになります。	NTT東日本 ふれあい案内
75 青い鳥郵便葉書 無償配布	次のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1、2級所持者 ・療育手帳「A」所持者 	普通郵便葉書 <ul style="list-style-type: none"> ・1人につき20枚 ・窓口で申し出る方法と郵便で申請する方法があります。 ・4月～5月が受付期間となっています。 	日本郵便株式会社 釧路中央郵便局 (厚岸郵便局)
<p>手続先電話番号</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 役場保健福祉課地域支援係 0153-53-3333 (内線403~406・452番) ◎ 厚岸町社会福祉協議会 0153-52-7752 ◎ NTT東日本ふれあい案内 0120-104-174 ◎ 日本郵便株式会社釧路中央郵便局 0154-24-3590 もしくは(厚岸郵便局) 0153-52-3701 			

項目	対象者	内容	手続先
76 駐車禁止規制の適用除外	<p>次のいずれかに該当する人</p> <p>①次のいずれかの身体障害者手帳所持者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい1～4級の一部 ・聴覚障がい2、3級 ・平衡機能障がい1～5級 ・上肢障がい1、2級の一部 ・下肢障がい1～5級 ・体幹障がい1～5級 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（上肢機能1、2級 移動機能1～5級） ・内臓機能障がい1～3級 ・免疫機能障がい1～3級 <p>②療育手帳「A」所持者</p> <p>③精神障害者保健福祉手帳1級所持者</p> <p>④小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている「色素性乾皮症」の人</p>	<p>公安委員会が指定する駐車禁止場所において、適用除外の指定が受けられ、必要最小限の駐車をすることができます。</p> <p>適用除外を受けようとする場合は、事前に警察署で申請をする必要があります。</p>	<p>厚岸警察署 交通課</p> 
77 郵便等による不在者投票	<p>次のいずれかの身体障害者手帳所持者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両下肢、体幹、移動機能の障がい1級又は2級 ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい1級又は3級 ・免疫、肝臓の障がい1～3級 	<p>町の選挙管理委員会から投票用紙の交付を受け、現存する場所で投票の記載をし、郵送によって投票を行うことができます。</p>	<p>厚岸町 選挙管理委員会 (役場総務課)</p>
78 携帯電話の基本使用料などの割引	<p>次のいずれかに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 	<p>携帯電話の基本使用料などの割引を受けることができます。</p> <p>割引の内容は、それぞれの携帯電話会社によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。</p> <p>※その他の割引サービスが対象外となる場合があります。</p>	<p>お近くの携帯電話を取り扱っているお店で相談・申込みをしてください。</p>
79 在宅難病療養者訪問口腔ケア事業	<p>在宅で療養する難病患者で、手指等に障がいがあって口腔ケアが充分に行えない、または口腔ケアが必要と思われる人</p>	<p>保健所の歯科医師及び歯科衛生士が自宅に訪問し、歯科検診、歯科保健指導、口腔ケア等を行います。</p> <p>また、介護者に対し、日常の口腔ケア介助法について助言を行い、必要に応じて歯科医療機関等への紹介等の調整を行います。</p>	<p>保健福祉課 障がい福祉係</p>
<p>手続先電話番号</p> <p>◎ 厚岸警察署交通課 0153-52-0110</p> <p>◎ 厚岸町選挙管理委員会（役場総務課） 0153-52-3131（内線213番）</p>			

項目	対象者	内容	手続先
80 事業者の思いやりを支援するバリアフリー事業助成	<p>次の全てに該当する人</p> <p>①町内に事業所又は事務所をもつ事業者である。</p> <p>②町内において、飲食、物販、医療などの、不特定多数の者が利用し、障がい者の利用も見込まれる事業を行っている。</p> <p>③町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等を完納していること。</p> <p>④事業主又は役員が厚岸町暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者でないこと。</p>	<p>助成金の交付の対象となる事業は、次のものです。</p> <p>①点字メニュー、会話ボードその他のコミュニケーションツールの作成</p> <p>②筆談ボード、折り畳み式スロープ、簡易洋式トイレその他の物品の購入</p> <p>③簡易スロープ、階段等の手摺の設置、段差の解消その他の既存の事業所等の改修工事の施工</p>	<p>保健福祉課 障がい福祉係</p>
81 生活サポート事業	<p>障害支援区分が非該当となった人</p>	<p>障害支援区分が非該当となり、介護給付の支給決定を受けることができなかった場合に、自宅にホームヘルパーを派遣し、必要な支援を行います。</p>	
82 ヘルプマークの配布	<p>義足や人工関節を使用している人や、内部障がいをお持ちの人等の外見からでは援助や配慮を必要としていることがわかりにくい人</p>	<p>援助や配慮を必要としていることが外見からはわかりにくい人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなることを目的としています。</p> <p>ヘルプマークを持つことで支援を必要としていることを知らせることができ、周囲の人に支援や援助を促すことができます。</p>	
83 厚岸町有施設の利用料免除	<p>障がいをお持ちの方と介助人の方</p>	<p>下記の施設を利用する際の利用料が免除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚岸町多機能共生型地域交流センター ・厚岸町公民館 ・厚岸町緑のふるさと公園 ・厚岸町床潭地区漁村センター ・厚岸町B&G海洋センター ・厚岸町勤労者体育センター ・厚岸町温水プール ・厚岸町地区コミュニティセンター ・厚岸町地区集会所 ・厚岸町生活館 ・厚岸町生活改善センター ・厚岸町木工センター ・厚岸町農業農村活性化施設 ・厚岸町漁村環境改善総合センター ・厚岸町床潭地区漁村センター 	<p>各施設の窓口</p>

各種相談機関

障がいのある人の福祉などについて、日常生活のこと、将来の不安、施設入所、経済的なこと、就職のことなどさまざまなご相談に応じ、必要な助言・指導を行っています。

● 役場保健福祉課 障がい福祉係 0153-53-3333 (内線408・451)	障がいのある人に関する制度やサービスについてや日常生活のことなど全般的な相談を行っています。
● 厚岸町障害者虐待防止センター 0153-53-3333 (内線411・412・451) 夜間 090-1648-9816	障害者虐待防止法の施行に伴い、障がい者の虐待にかかわる通報や届出、支援など相談を行っています。
● 地域生活支援センター・ハート釧路 (釧路市白金町2番14号) 0154-32-7400	厚岸町が委託している相談支援事業所です。障がいのある人やその家族などからの全般的な相談を行っています。
● 発達障害者支援道東 地域センター・きら星 (帯広市西25条南4丁目9番地) 0155-38-8751	北海道より業務の委託を受け、発達障がい有者するために日常生活・社会生活に制限を受けるご本人やそのご家族などに対し、専門的な観点から支援を行っています。
● 身体障害者相談員・地域相談員 ◇中村 ますみ 0153-52-7251	身体障がいに関する相談を行っています。
● 知的障害者相談員・地域相談員 ◇小野寺 敏雄 0153-57-2475	知的障がいに関する相談を行っています。
● 釧路総合振興局保健環境部 児童相談室(釧路児童相談所) (釧路市桜ヶ岡1丁目4番32号) 0154-92-3717	児童の障がいや発達の遅れなどに関する相談を行っています。 また、年に数回、厚岸町への巡回相談も実施しています。
● 釧路総合振興局保健環境部 保健行政室(釧路保健所) (釧路市城山2丁目4番22号) 0154-65-5824	精神障がい、精神疾患、難病関係などに関する相談を行っています。
● ハローワークくしろ(釧路公共職業安定所) (釧路市富士見3丁目2番3号) 0154-41-1201	障がいのある人の就職に関する相談・職業紹介・就業指導などを行っています。
● 障がい者110番 011-252-1233	障がいのある人及びその家族を対象とした法律に関する相談、人権擁護に関する相談を行っています。 ● 常設の相談窓口で相談に携る者が面接及び電話により助言を行います。 ● 月2回、弁護士による専門相談を行います。 (弁護士相談には事前予約が必要です。)
● 法テラス釧路 050-3383-5567	法律・経済問題・多重債務の相談を行っています。 (※無料法律相談については、予約制) ● 無料法律相談 毎週 月13:00~16:00 ● 電話相談 平日 9:00~17:00

厚岸町内で利用できる障害福祉サービス事業所一覧

令和3年5月現在

事業所名	電話番号
① ホームヘルプサービス（居宅介護）・重度訪問介護・同行援護 厚岸町社会福祉協議会（厚岸町梅香2丁目1番地）	52-7752
② ショートステイ（短期入所） ※18歳以上のみ 特別養護老人ホーム心和園（厚岸町白浜4丁目1番地）	52-6373
③ 障害児通所支援 ※18歳未満のみ 厚岸町子ども発達支援センター（厚岸町住の江1丁目2番地） ぷらっと（放課後等デイサービスのみ）（厚岸町白浜1丁目101番地）	52-7122 52-7251
④ 就労移行支援 ぷらっと（厚岸町白浜1丁目101番地）	52-7251
⑤ 就労継続支援事業（B型） のんき村（厚岸町片無去666番地） 工房るうぷ（厚岸町真栄2丁目202番地） ぷらっと（厚岸町白浜1丁目101番地） ファームポッケ（厚岸町尾幌786番地）	57-2232 52-8155 52-7251 68-9177
⑥ 共同生活援助（グループホーム） 秋桜耆号館（厚岸町片無去668番地）	67-8210
⑦ 地域活動支援センター 厚岸町地域活動支援センター（厚岸町奔渡2丁目1番地）	52-0500
⑧ 計画相談支援 ら い ぷ（厚岸町白浜1丁目101番地）	52-7251

厚岸町役場 保健福祉課 障がい福祉係

厚岸町保健福祉総合センター あみか 2 1

〒088-1119

厚岸郡厚岸町住の江1丁目2番地

電話 0153-53-3333

FAX 0153-53-3077